

令和 7 年度 第450回東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 7 年 8 月 7 日（木）午後 4 時16分から午後 5 時 6 分
- 2 場 所 九段第 3 合同庁舎11階 共用会議室 1 - 1、1 - 2
- 3 出席者 公益代表委員 4 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 5 名

本田会長 定刻になりましたので、第 450 回東京地方最低賃金審議会を始めます。
初めに、委員の出欠状況について、事務局から報告してください。

賃金課長 本日は公益代表の神吉委員、原委員、使用者代表の布袋委員が御欠席
でございます。現時点で委員定数18名のうち、15名が御出席でございます
ので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項による定足数である、全委員の
3 分の 2 以上、または各側委員の各 3 分の 1 以上を満たしておりますこ
とを御報告いたします。

報道機関の方に御連絡いたします。審議が始まりますので、撮影及び
録音はお控えいただきますようお願いいたします。なお、事務局から審議の
途中で撮影を許可する場合があります。その際は、事務局から御連絡さ
せていただきます。

本田会長 それでは、審議に入ります。議事（1）東京都最低賃金の改正決定に
ついて（答申）でございます。

東京都最低賃金の改正決定につきましては、専門部会で審議を行って
おりましたが、その結論が得られましたので、専門部会長の私から報告
を行います。

それでは事務局から東京都最低賃金の改正決定に関する報告書を読み
上げてください。

賃金課長 それでは、委員の皆様に報告書をお配りいたします。

それでは、読み上げます。

東京地方最低賃金審議会会長 本田敦子殿

東京地方最低賃金審議会東京都最低賃金専門部部会長 本田敦子

東京都最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年6月30日、東京地方最低賃金審議会において付託された東京都最低賃金の改正決定について、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

当東京地方最低賃金審議会としては、次のとおり政府に対して要望したい。中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であるが、企業倒産件数が増加傾向にあること及び価格転嫁率が依然として低く抑えられている状況を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者への配慮の観点から、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が申請手続の簡素化も含め、しっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、賃上げを支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の着実な実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされること

を強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる年収の壁への対応として、年収の壁・支援強化パッケ

ージの活用を促進することを要望する。

なお、当専門部会の審議結果は別紙のとおりであるが、審議においては、発効日について、使用者側委員より、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が年々上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要となる賃金原資が増大していることへの対応や、賃金額改定の事務処理手続に関して時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。春季賃上妥結状況を超える引上げを、法的強制力を以て行うのであれば、相応の準備期間を設けることが当然との意見があった。加えて、いわゆる年収の壁を意識して、年末を中心に相当数の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ていることを考慮すると10月1日発効にこだわるのではなく、4月1日あるいは1月1日等の指定日発効とするべきとの意見があった。

これに対し、労働者側委員からは指定日発効とすることについて、賃金原資の確保、事務手続きや就業調整の影響があることについては一定の理解はするものの、最低賃金近傍で働く労働者や労働組合がない企業で働く労働者へ賃上げ結果を1日でも早く波及させるという観点から、直ちに使用者側委員の意見を受け入れることは困難であるため、引続き議論していきたいとの意見があった。

本件の審議に当たった専門部会の委員は別添のとおりである。

続いて、別紙について説明致します。

東京都最低賃金を次のとおり改正すること。

1 適用する地域 東京都の区域

2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間1,226円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発効の日 法定どおり

名簿の説明は、省略させていただきます。

本田会長

東京都最低賃金専門部会報告の結論に至る経過につきまして、私から御説明いたします。

本年度の東京都最低賃金につきましては、令和7年6月30日に改正の諮問を受け、6回にわたり専門部会を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。

この間、令和7年8月4日には、中央最低賃金審議会から本年度の地域別最低賃金改定の目安が答申され、東京都を含むAランクについては、目安63円が示されたところです。

本年度の審議において、労働者代表委員からは、

①東京の現状の最低賃金額1,163円で、年間2,000時間働いたとしても、年収は約230万円、いわゆるワーキングプアに近い水準であり、これは国際的にも低位である。首都東京のあるべき賃金水準1,500円を目指し、物価の上昇に負けないインパクトのある賃上げを目指していきたい。

②今年度は、①春闘の状況、②実質賃金、③東京で働き暮らしていける水準の3点を基本に審議したい。春闘の結果は、前年に続き、高い水準での賃上げを実現しており、これは労使交渉の結果である。労使交渉できないパートタイムや有期契約で働く方にも確実に波及させなくてはならない。

③雇用主がいなくなれば、雇用される労働者も成り立たない。生産性向上の必要性や適正な価格転嫁が十分できていないといった状況も認識している。賃上げに反映させられるよう、制度整備及び支援策の拡充を求めたい。

④最低賃金の発効日については、労働者側として、10月1日発効には強くこだわっている。

しかしながら、3要素の一つである支払能力という観点では、最低賃金の発効日は、重要であると受け止めているし、また、年収の壁の問題で、就業調整が行われるなど、企業が影響を受けていることも理解していることから協議の必要性も感じている。

しかしながら、本年において、その結論を出すことは困難と考える。なお、10月に発効することに対して、企業にどれくらいの負担及び影響が

あるかについては、今後も継続的に検証していくべきだと思う。

⑤意見書などの皆さんの声を重く受けとめ、真摯に審議に臨みたい。結果、労使ともに納得のいく答えが出ることを期待していきたい、等の主張がなされました。

一方、使用者代表委員からは、

①最低賃金額は最低賃金法第9条の3要素といった法定要素に基づいて決めるべき。その中でも支払能力に十分配慮した議論をしたい。

②物価高騰が続く中、生計費への一定の配慮が必要であるということとは、認識しているが、3要素のデータをバランスよくみることが基本であり、生計費のみに着目をするような議論ではなく、中小・小規模事業者の経営実態を慎重に見極めながら、納得感のある引上げ額の決定に向けて、丁寧な審議を行いたい。

③賃上げ状況については各種資料から2%台から4%台となっており、物価上昇についても帰属家賃を除く総合指数で9ヶ月の平均で3.4%である。このようなデータを基に、最低賃金の金額審議を行いたい。

④最低賃金の上昇幅が5%を超える水準で議論が進んでいくのであれば、企業には賃金原資の確保等の一定の準備期間を必要とすることから、発効日については年明けの1月1日を基準に考えていきたい。

⑤様々な立場の多くの団体から、様々な意見要請が寄せられているということを重く受け止め、真摯かつ慎重に審議に臨みたい。等の主張がなされました。

これらの主張を受け、公益委員としては、労使の主張の隔たりを埋めるべく努力してまいりましたが、残念ながら意見の一致を見るには至りませんでした。

そこで、公益委員としては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、賃金改定状況調査等の目安小委員会配付資料、専門部会の審議における労使各側からの主張、事務局から提供のあった東京における最低賃金に関する基礎調査結果・労働経済指標・生活関連指標等様々な資料を踏まえ、最低賃金法第25条第5項に基づく意見聴取手続に則って提出された改正に対する様々な意見や各種要請書も参考に、最低賃金法第9条第2項の3要素

を考慮して、東京という地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、真摯に検討を行いました。

その結果、中央最低賃金審議会の目安答申において、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては6.0%を基準として検討することが適当とされ、地域間格差への配慮の観点から、目安額についてAランク63円（5.6%）とされたところであるが、東京都区部の直近6か月の消費者物価指数（食料）が6.5%になっていること及び全国の消費者物価指数（頻繁に購入する品目）の対前年同期比が4.75%となっていること

賃金改定状況調査結果第4表におけるAランクの引上げ率

地域別最低賃金の地域間格差に配慮する必要があること等の認識の下、中央最低賃金審議会答申において示された目安額を参考にしつつ、労使各側の主張も含めて総合的に勘案した上で、

現行の東京都最低賃金1,163円について、63円、率にして5.42%の引上げとし、時間額1,226円とすると決定するのが適当であるとの公益案を提示し、多数決の結果、部会報告書のと通りの結論に至りました。

専門部会の審議経過の報告としては、以上となります。

ただいま報告申し上げた通り、専門部会での結論が全会一致となりませんでした。そのために、最低賃金審議会令第6条第5項が適用できませんので、この本審において改めて審議することとなります。

ただいまの専門部会報告を受けて、各側からご意見を伺いたいと思います。まず労側いかがでしょうか。

大島委員

これから採決に臨むにあたってということや、ただいまの報告を受けてということで、発言させていただきます。

まず、中央最低賃金審議会の決定に時間がかかったということで、かなり厳しい日程となった中、真摯に向き合い審議をして頂いた公益委員の皆様、そして使用者側委員の皆様、また運営を取りまとめていただいた事務局の皆様に感謝を申し上げます。

我々は何を目指してというところは、ただいま会長のご説明にあったと思いますが、特に実質賃金であったり、東京でのあるべき水準であっ

たりといったところを目指して審議に臨んでまいりました。

ただいま示された公益案に関しましては、十分に納得いく金額とはいえない難しいものではありましたが、これまでの議論結果、また、最低賃金近傍で働く労働者への一刻も早い波及など、我々労働者側内部においても議論を深めさせていただきました。その結果をもって、この後の採決に臨んでまいりたいと思っております。

また金額改正もさることながら、賃金支払いを支える支援策の拡充、また更なる強化というところに関しましては、労働者側としても強く要求してまいりたいと思っております。

以上でございます。

本田会長 労側委員で他に意見のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

(特になし)

本田会長 それでは、次に使側はいかがでしょうか。

神委員 始めに、限られた時間の中で専門部会報告の取りまとめにご尽力いただきました公益委員の先生方、それから労側委員の皆様、それから審議会、専門部会の運営を支えてくださいました事務局の皆様に心より感謝を申し上げたいと思っております。

今年の審議におきましては、中央最低賃金審議会の公益委員見解の中で、初めて発効日の問題について言及がございまして、専門部会でもこれまでにない形で議論が行われたということは、大きな前進であったと受け止めているところでございます。

しかしながら、結果として発効日のあり方の具体的な改善には至らず、来年以降の審議に持ち越されることになったことにつきましては、問題の先送りであると言わざるを得ないと、使側としては考えているところでございます。指定日発効の必要性を繰り返し強く訴えてきた立場からいたしますと、極めて残念であると考えております。

昨日、経団連から2025年春期労使交渉の最終結果が公表されまして、

大手企業の定期昇給とベースアップを合わせた平均の賃上げ率、これが5.39%であるということでございます。一方、中央最低賃金審議会が示した目安額を踏まえまして、今回の専門部会報告において、妥当とされた東京における引上げ額63円、率にして5.42%は、今申し上げた大手企業の賃上げ率をも上回る水準です。使用者側といたしましては、これが非常に高いものであるということ、改めて申し上げておきたいと思えます。とりわけ大企業のような経営基盤や十分な体力を持ち合わせていない、中小企業・小規模事業者に対して、罰則という強制力を伴って、大企業以上の賃上げを迫るということには、大きな疑問を抱かざるを得ません。

近年の最低賃金の引上げ額は、毎年過去最高を更新しておりまして、企業にとって大きな負担となっていることは、紛れもない事実でございます。これが社会的な要請として、法的拘束力を持ってでも企業が負わねばならない負担なのであれば、その責任を果たすために、十分な準備期間を設けることは当然に必要であって、その観点からも発効日の見直しというのは不可欠であると考えているところであります。

公益委員の先生方による御見解は重く受け止めるところでございますけれども、企業に対してこれ以上過度な負担を課すことが本当に妥当なのか、慎重に検討した上で、この後の採決に臨みたいと思っているところでございます。

私からは以上です。

本田会長

使用者側の他の委員、ご意見いかがでしょうか。清田委員、どうぞ。

清田委員

公益委員の皆様、御見解をお示し頂き、ありがとうございます。労働者側委員の皆様、真摯な議論に取り組んで頂きありがとうございます。事務局の皆様、資料提供や運営を支えていただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

今回の公益委員の見解につきましては、労使双方の主張が異なるなかで、大変難しい御判断であったというところは、御推察させていただきます。

私は使用者側委員といたしまして、今回の審議に当たりまして、3要素のデータをしっかりバランスよく見ていきたいと、一貫して申し上げ

てきたところでございます。

さまざまな指標があるなかで、賃金では春季労使交渉の結果、賃金改定状況調査の結果、物価につきましては持家の帰属家賃を除く総合、食料、全国の数値から類推される購入頻度別の水準等も参考にしながら議論し、また、支払い能力につきましても価格転嫁の状況、景況感等、こうした3要素に関するデータをバランスよく見て頂きたいと、強く主張してまいりましたが、今回の結果を改めて見てみますと、中央最低賃金審議会が示しました目安に対する過度な配意と申しますか、過度に重視した結果であり、また食料を始めとする一部の物価水準に偏った判断ではないのかというところを感じているところでございます。果たして、企業の支払い能力について、どの程度勘案をいただいたのか、というところに疑問も感じているところでございます。

他方で、審議におきましては、公労使それぞれの立場を踏まえながら検討を進めるなかで、支払い能力を超える高い水準を示すのであれば、法の実効性の確保、賃金原資の確保の観点から、準備期間の十分な確保をいただきたいことから、指定日発効について切に訴えてまいりました。

結果としては、受け入れていただけなかったことにはなります。ただいま神委員からも御発言ございましたが、大企業を含む民間の賃上げ水準を超えて、法的強制力を持って引上げるということに対して、十分な準備時間の確保すら受け入れて頂けないことに対しましては、使用者代表委員としまして、極めて遺憾に思っているところでございます。こうした金額及び発効日につきまして、あまりにも企業を軽視した結論ということにつきまして、東京の中小企業・小規模事業者の事業成長、事業継続の意欲を妨げるものにならないのかと懸念を感じているところでございます。

政府におかれましては、支援を必要とする企業に対して、十分な支援が行き届くようなご検討をお願いしたいと考えてございます。

私からは以上です。

本田会長

ありがとうございました。他に使側委員で、ご意見のある方いらっしゃいましたら、挙手願います。

(特になし)

本田会長

よろしいでしょうか。ただいま、労使双方からご意見をいただきました。意見の隔たりがあり、一致するということは難しいと判断し、専門部会において慎重に審議いただいた結果となりますので、専門部会報告にありますとおり、東京都最低賃金については、金額は1,226円、額にして63円、率にして5.42%の引上げ、発効予定日は法定どおりとすることについて、採決を行いたいと思います。

なお、採決の前に、もし何かご意見があるようでしたら、挙手をお願いしたいのですが、ございますでしょうか。

(特になし)

よろしいですかね。それでは、採決に入りたいと思います。ただいまの最低賃金額、引上げ率等につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。

賃金課長

会長を除く出席委員14名中、9名が賛成であることを確認しました。

本田会長

それでは、賛成多数と見做します。よって本案は、専門部会報告通り可決されました。

ただいまの結果に基づきまして、東京労働局長あて、答申をしたいと思います。答申につきましては、これから答申文案を作成いたします。

しばらくの間、休憩といたします。

(休憩)

本田会長

それでは再開いたします。事務局から答申文案を配布し、読み上げてください。

(答申文案配布)

賃金課長

それでは、答申文案を読み上げます。

(案) 令和7年8月7日 東京労働局長 増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会 会長 本田 敦子

東京都最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和7年6月30日付け東労発基0630第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。なお、当審議会としては、次のとおり政府に対して要望したい。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であるが、企業倒産件数が増加傾向にあること及び価格転嫁率が依然として低く抑えられている状況を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者への配慮の観点から、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が申請手続の簡素化も含め、しっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、賃上げを支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の着実な

実行を要望する。

その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底

に取り組むことを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる年収の壁への対応として、年収の壁・支援強化パッケージの活用を促進することを要望する。

別 紙 東京都最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域 東京都の区域

2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 1, 2 2 6 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日 法定どおり

以上になります。

本田会長 今読み上げていただいた、答申文案でよろしいでしょうか。

(異議なし)

本田会長 特に異議はないと伺えますので、この内容で局長に答申したいと思えます。事務局は答申文の正本を作成してください。

賃金課長 報道機関の方に連絡いたします。これ以降、事務局が指示するまでの間、撮影を許可いたします

報道機関の方に連絡いたします。これ以降、撮影をお控えください。

それでは、局長よりご挨拶を申し上げます。

(答申文手交)

東京労働局長 それでは、私から一言、御礼の御挨拶を申し上げます。本田会長始め、公労使の委員の皆様におかれましては、6 月 30 日に諮問させて頂きました東京都最低賃金の改正決定につきまして、精力的かつ真摯、慎重なご

審議を頂き、本日答申を頂きましたこと深く感謝を申し上げます。

東京労働局といたしましては、この答申を受け、速やかに最低賃金法に定める手続きを進めさせて頂くとともに、御要望を頂きました賃上げ原資の確保につながる取り組み、価格転嫁対策の徹底、それから生産性向上の支援の充実強化、中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の着実な実行等、深く受け止めさせて頂きまして、関係方面にしっかりと伝えさせて頂くとともに、東京労働局といたしましても、より一層助成金等が活用されるように、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

本田会長
賃金課長

それでは、今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

東京都最低賃金の改正決定について審議会から答申がございましたので、本日、令和7年8月7日木曜日、答申の要旨について公示を行います。

公示の期間は、公示日の翌日から起算して15日を経過する日、令和7年8月22日金曜日までとなります。

異議申出がなかった場合には、公示期間終了後、東京労働局長が最低賃金の決定を行います。

一方、異議申出がなされた場合には、異議申出について審議するための本審を開催させて頂くことになります。

以上です。

本田会長

続きまして、議事の（2）その他に入りますが、他に何かございますでしょうか。

（特になし）

特になければ、これにて審議終了といたします。

本日の議事録は審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は清野委員、使側委員は小林委員に確認をお願いします。

最後に事務局から連絡事項があればお願いします。

賃金課長 次回の開催日程については、後日事務局より御連絡させていただきます。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。

本田会長 それでは、本会はこれにて終了といたします。本日は、大変お疲れ様でした。